

平成29年第4回田野畑村議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成29年 6月 5日					
招 集 の 場 所	田 野 畑 村 役 場					
開 閉 会 日 時	開 会 平成29年 6月19日			議 長	工 藤 求	
	閉 会 平成29年 6月21日					
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 9名 欠席 1名	議席 番号	氏 名	出席 等別	議席 番号	氏 名	出席 等別
	1	大 森 一	出	6	中 村 勝 明	出
	2	畠 山 拓 雄	出	7	鈴 木 隆 昭	出
	3	上 山 明 美	出	8	中 村 芳 正	欠
	4	菊 地 大	出	9	佐々木 芳 利	出
	5	上 村 繁 幸	出	10	工 藤 求	出
会 議 録 署 名 議 員	1	大 森 一		2	畠 山 拓 雄	
職務のため議場に 出席した者の氏名	事務局 局長	畠 山 淳 一	主査	前 川 恵 美		
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	村 長	石 原 弘	教 育 長	斐 岩 敏 雄		
	副 村 長	熊 谷 牧 夫	教 育 次 長	久 保 豊		
	総 務 課 長	早 野 円				
	政策推進課長 復興対策課長	佐 藤 智 佳	農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	畠 山 淳 一		
	会 計 管 理 者	佐々木 修				
	生活環境課長	工 藤 隆 彦				
	保健福祉課長	工 藤 光 幸				
	建設第一課長 建設第二課長	佐々木 卓 男				
	産業振興課長	畠 山 恵 太				
	総 務 課 主 幹	平 坂 聡	生 活 環 境 課 主 査 主 任	佐々木 和 也		
	総 務 課 主 幹	大 森 泉	税 務 会 計 課 主 査 主 任	佐 藤 和 子		
	保健福祉課主幹	大 上 高 広	税 務 会 計 課 主 査 主 任	横 山 順 一		
	産業振興課主幹	渡 辺 謙 克	建 設 第 一 課 主 査 主 任	早 野 和 彦		
	総務課主任主査	菊 地 正 次	建 設 第 二 課 主 査 主 任	畠 山 哲		
政策推進課 主任主査	佐々木 賢 司					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 した 事 件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成29年第4回田野畑村議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成29年 6月21日（水曜日） 午前10時00分開議

開 議

- 日程第1 報告第1号 車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 日程第2 報告第2号 継続費繰越計算書の報告について（平成28年度田野畑村一般会計予算）
- 日程第3 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について（平成28年度田野畑村一般会計予算）
- 日程第4 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について（平成28年度田野畑村簡易水道特別会計予算）
- 日程第5 報告第5号 事故繰越し繰越計算書の報告について（平成28年度田野畑村一般会計予算）
- 日程第6 承認第1号 専決処分した事件の承認について（田野畑村村税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 承認第2号 専決処分した事件の承認について（田野畑村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第8 承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成28年度田野畑村一般会計補正予算（第14号））
- 日程第9 承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成28年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第6号））
- 日程第10 承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成29年度田野畑村一般会計補正予算（第1号））
- 日程第11 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第2号 ふれあい公園の設置及び管理に関する条例
- 日程第13 議案第3号 田野畑村農業委員会の委員等の定数に関する条例
- 日程第14 議案第4号 津波避難カメラシステム整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- 日程第15 議案第5号 平成29年度田野畑村一般会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第6号 平成29年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第7号 平成29年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第8号 平成29年度田野畑村集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第9号 平成29年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第1号）

追加日程第1 議員派遣について
閉 会

◎開議の宣告

○議長【工藤 求君】 ただいまの出席議員は9人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長【工藤 求君】 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い進行します。

◎報告第1号の質疑

○議長【工藤 求君】 日程第1、報告第1号 車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告についてを議題といたします。

質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

報告第1号を終わります。

◎報告第2号の質疑

○議長【工藤 求君】 日程第2、報告第2号 継続費繰越計算書の報告について（平成28年度田野畑村一般会計予算）を議題といたします。

質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

報告第2号を終わります。

◎報告第3号の質疑

○議長【工藤 求君】 日程第3、報告第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について（平成28年度田野畑村一般会計予算）を議題といたします。

質疑を許します。

1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 繰越明許費の中で、完了予定日が9月30日以前となっている事業の進捗状況

はどのようなふうになっているのかお聞かせください。

○議長【工藤 求君】 政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【佐々木賢司君】 政策推進課所管事業分についてお答えさせていただきます。

繰越明許費計算書の1枚目の2行目にございます協働による地域づくり推進事業についてでございます。こちらは昨年度の台風10号で被災した生活橋梁の復旧整備に係る補助でございまして、村が施行する護岸の工事との兼ね合いで繰り越しているものでございまして、現在村の工事のほうを施行中となっております、現在確定ではございませんが、お盆前ごろに橋をかける工事のところまで進めそうだというような状況でございます。

続きまして、次のページでございます。下から5行目にございます島越地区ふれあい公園整備事業でございますが、こちらは島越自治振興会宛てに補助をする事業でございまして、慰霊碑の建立に対する補助でございます。先日除幕式も終わりました、事業が完了しているところでございます。

その次の行にございます羅賀地区ふれあい公園整備事業でございますが、羅賀荘の近くにございます公園の整備工事でございます、少し工事におくれが生じておりまして、現在の工程よりはおくれがあるのですが、9月末で終わる予定で現在進んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長【工藤 求君】 産業振興課長。

○産業振興課長【畠山恵太君】 1ページ目の林業費の森林整備加速化・林業再生交付金事業でございますけれども、これは村有林の除間伐ですとか、作業道を設置するものでございます。完了予定が9月30日になっておりますけれども、それより早く終わる見込みでございます。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

1ページ目の総務費の4行目ですけれども、3、戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度事業でございますが、これは個人番号カードの交付事業でして、これは昨年度交付決定になっておりましたけれども、カード発行枚数とかに鑑みて繰り越しされたもので、6月30日までに完了することとなっております。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 お答えいたします。

建設課の分は2ページからになりますけれども、社会資本整備の総合交付金事業の村道沼袋田代線でありますけれども、これは完了予定が6月30日ということで、現在は完了しておりまして、書類整備をしております。

それから、2つ目の沼袋三沢線においては5月31日というふうになっておりますが、これも完了して、既に検査済みということになっております。

それから、3つ目の社会資本整備、インターアクセスの区間ではありますが、これはハックの家の前の排水溝の部分になりますけれども、用地補償の関係は10人ぐらいいるのですけれども、6月いっぱいぐらいで完了するというふうな見込みになってございます。

それから、飛んで中ごろですが、村道明戸北山線の道路改良舗装事業、それから田野畑平井賀線の整備事業、これも両方とも道路台帳整備というふうな意味合いで、当初は台帳整備ができる予定でありましたけれども、工事のほうがおくれた関係がございまして、6月30日というふうなことになるってございます。

それから、下から3つ目、住宅であります、これは今現在造成工事の部分を進めておりまして、予定どおり8月31日というふうな完了予定になってございます。

以上です。

○議長【工藤 求君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 総務課の事業についてお答えいたします。

2ページ目のヘリポート整備事業でございますけれども、中央防災センター前にヘリポートを建設する工事でございますが、既設のフェンスの移動設置、それから現在側溝の整備と敷地造成の工事を実施しておりまして、舗装工事のための準備を進めているところでございます。完成予定は9月30日となっております。

○議長【工藤 求君】 建設第二課長。

○建設第二課長【佐々木卓男君】 済みません、追加の分で3ページ目の部分になりますが、漁港施設災害復旧事業の部分、これは平井賀漁港の瓦れき処理でございます。これは6月で既に瓦れき処理は完了しておりまして、あと検査するというふうな体制になってございます。

以上です。

○議長【工藤 求君】 教育次長。

○教育次長【久保 豊君】 3ページ目の学校給食センター整備事業につきましては、基本設計を進めるものでございまして、今後場所の検討等を進めながら7月発注を目指すところでございます。

以上でございます。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 案外報告ということなので軽く見ている分があって、報告だからオーケーやと、こう進んでいくと、こういう事業がたくさんあるのに、それは議会で議決したことになるのですね、報告ということになってくると。そういうことから質問しましたが、9月30日前のものが順調に進んでいるということで、残されている部分の災害復旧費、農林水産費、土木費、消防費、こういうものについても大いに努力をしていただきたいと思います。

以上です。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。
報告第3号を終わります。

◎報告第4号の質疑

○議長【工藤 求君】 日程第4、報告第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について（平成28年度 田野畑村簡易水道特別会計予算）を議題といたします。
質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。
報告第4号を終わります。

◎報告第5号の質疑

○議長【工藤 求君】 日程第5、報告第5号 事故繰越し繰越計算書の報告について（平成28年度 田野畑村一般会計予算）を議題といたします。
質疑を許します。

3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 去年は台風10号等々の被害があって、いろいろ工事現場は大変だったと思うのですが、事故繰越しのところの内容をもう少し詳しくお知らせください。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 事故繰り越しの関係でございますけれども、上のほうから順番にいきますが、平井賀漁港の漁業集落防災機能強化事業、これは平井賀地区、羅賀荘の前の県道のかさ上げの部分、それからあと海鳴台線というふうな、漁業集落道というふうなことになってございまして、この間も現地視察等において現地を見ていただきましたけれども、29年度、今年度中にそれぞれが完了するというふうな予定でございます。

それで、1つは先ほど明許の関係ありましたが、県道のかさ上げの背後のところは土地利用高度化再編という一体再編の整備がございますけれども、その部分においては水道の各戸の取りつけどか下水の関係がございまして、その部分においては29年度でなくて30年度のほうに行くというふうな状況になると思います。

それからあと、その関係のところにおいて2件ほどの移転の関係あるのですが、これらも工程会議等々を開きながら、そしてそれぞれの方々に移転がいつごろだとかというふうなことを協議してございまして、お互い納得するところで移転してもらおうというふうな協議をしております。

それから、島越の防災機能強化事業の部分、これは島越線、この間も見てもらいましたけれど

も、人工地盤のところから島越に上がっていくところ、あるいは松島の向かいの道路、島の沢のほうの道路というふうなことで、これも29年度の完成を目指しているというふうなことになります。

それで、事故繰越しのこの部分においては電柱の移転の部分があるので、その点についての関係もごさいますので、これらも時間はかかっておりますけれども、29年度完成を目指していきたいというふうに考えてごさいます。

それから、1つ心配事の部分は、観光船乗り場のところで、その当時県道のところでも地すべりがあったわけですが、今回も児童館の手前のところでやはり地山のところが滑っているということで、今その工法を検討している最中で、そのことによっても若干延びるというふうな可能性もごさいますが、山をとめる対策を検討している、そのために児童館のところからおりていくところで舗装がとまっているというのはその状況の中でごさいます。それらも今検討してごさいますので、何とか今年度中の完成を目指していきたいとは思っております。

それから、3行目、明戸北山線、これについては29年4月28日の部分、完了してごさいます。

それから、長嶺線においてはやはり全体の中で台風10号による労務の関係だとか、路盤材が不足だとか、生コン順番待ちだとかというふうなことがごさいますが、いずれあの区間を今年度中に完成したいというふうに思っております。

それから、ここの部分も1つ、国道45号の交差する部分において視距が悪いので、今警察のほうに協議したり、三陸国道事務所のほうに協議をしてごさいますして、あの部分を、あの視距の関係を検討しているというふうなことで、その部分がおくれているということでごさいますが、一応これも今年度完成を目指したいということで今協議をしているところでごさいます。

それから、一番下のところの漁港施設の災害復旧、これ防潮堤の部分になりますが、これは電柱移転の部分の繰越しというふうなことになってごさいます。防潮堤においては、今現在それぞれ頑張ってもらっておりますけれども、30年度の完成を目指しつつも、遠隔操作の関係等がおくれている部分もごさいますして、一応30年というふうな目標を立てております。ハード部分においては30年度で完成したいというふうに鋭意努力しているところでごさいます。

以上でごさいます。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 ありがとうございます。復旧、復興についてはみんなが待ち望んでいることだと思うのですが、スピードもさることながら、やっぱり安全ということも工事する側のほうも発注する側も考えていかなければならないので、そういうところも踏まえて、これからもよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 事故繰越しが30億2,000万円ですかね。一般会計予算額76億6,000万円、結構

な額になるのですが、私が心配しているのは、私の理解では事故繰越しというのはN年度プラス1、2回というふうに理解をして、30年ということはあと1年あるということなのですが、金額が多いので、今後の見通しというのは大丈夫であると担当課では自身を持っていていただければ、これほどうれしいことはないですが、いかがでしょうか。

○議長【工藤 求君】 大森総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 お答えいたします。

まず、29年度にできるだけといいますか、終わるように努力するのはもちろんなのですが、仮に終わらなかった場合となりますと、30年度に新たな予算としてまた計上させていただくこととなりますので、最終的には必ず終わるということで進めたいと思います。

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

報告第5号を終わります。

◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第6、承認第1号 専決処分した事件の承認について（田野畑村村税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（田野畑村村税条例の一部を改正する条例）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり可決されました。

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第7、承認第2号 専決処分した事件の承認について（田野畑村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第2号 専決処分した事件の承認について（田野畑村復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり可決されました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第8、承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成28年度田野畑村一般会計補正予算（第14号））を議題といたします。

質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成28年度田野畑村一般会計補正予算（第14号））を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり可決されました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第9、承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成28年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第6号））を議題といたします。

質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第4号 専決処分した事件の承認について（平成28年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第6号））を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第4号は原案のとおり可決されました。

◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第10、承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成29年度田野畑村一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

承認第5号 専決処分した事件の承認について（平成29年度田野畑村一般会計補正予算（第1号））を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、承認第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第11、議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第1号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第12、議案第2号 ふれあい公園の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

質疑を許します。

7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 ふれあい公園、島越、おかげさまでつくったものは大変好評なのですが、実はこれ羅賀地区にもつくるわけですよ。その場合、条例は同じ条例が出るのですか。というのは、例えば島越ふれあい公園の設置及び管理に関する条例、あとは羅賀ふれあい公園設置及び管理に関する条例というふうに実名を記した方が非常にわかりやすいような気がして、ちょっと疑問に感じたものですから、その点についてご説明を求めたいと思います。

○議長【工藤 求君】 政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【佐々木賢司君】 お答えいたします。

今ご指摘のとおり、羅賀のふれあい公園に関しましても、今回提案させていただいておりますこの条例を完成後に新たに施設の名称、位置のところに追加するというのを念頭に置いた上で、今回提案させていただいたものでございます。分けたほうがというご指摘でございますが、コミュニティセンター、羅賀と島越にございまして、こちらに関しましても設置条例につきましては一本で2カ所の設置という形でやらせていただいておりますという経過もございまして、同様の形で条例案をつくらせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 1つだけ、第2条の項がふえるで理解してよろしいわけですね。

今コミセンの話も出ましたが、そもそも当初から分けてはまずい何か理由があるのですね。そ

の説明を求めたいと思います。

○議長【工藤 求君】 政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【佐々木賢司君】 ご説明いたします。

特に一つにしなければならないという制限があるものではございませんが、施設全てに一つずつ条例をつくることでかなり条例の数が相当数になるということがございまして、それでまとめさせていただいたというようなことでございます。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 そうすると、この管理者というのが出てきますね。管理者の問題、これはどのように考えているのですか。1つのものとして考えたら、管理者は例えば島越であれば島越自治振興会であるとか、羅賀地区というのも名がつけばその自治振興会とか、そういうのでなくて、どこかで管理者を置くということになるのですか。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

第3条の管理のところに規定しておりますけれども、管理に関しましては一部を法人その他の団体であって、村長が指定するものに委託するというようにしておりますので、あえて団体名等を規定するものではございません。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 予定される委託先ですか、管理予定者、あと委託料金はどのようになっていますか。

○議長【工藤 求君】 政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【佐々木賢司君】 お答えいたします。

管理につきましては現地の草刈りとかそういった部分を想定してございまして、これに関してはシルバー人材センターさんですとか、そういったところを想定してございます。金額につきましては、現時点で詳細のところまでは予定しておりませんで、今後詰めさせていただきたいと考えております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 今の答弁、本当にそれでよろしいですか。シルバー人材センターが草刈り等をしてくれるのですか。では、指定管理者は何をすればいいのですか。シルバー人材センターが指定管理者になるわけではないのですよね。多分想定しているのは各自治会ですよね。ですから、各自治会に……シルバー人材センターがやってくれるのであれば大変ありがたいのですけれども、これは自治会のほうにそこら辺も含めて委託するということではないのですか。そこら辺、ちょっと違っては困ると思いますので、もう一度確認して答弁を求めたいと思います。

○議長【工藤 求君】 政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【佐々木賢司君】 お答えいたします。

施設の管理自体は村が管理するというので、ここで想定している一部委託と申しますか、部分につきましては、実際現場の草刈りとかそういった部分の一部の業務を委託するというのを想定してございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 済みません、では委託するのはシルバー人材センターでいいのですね。暫時休憩を求めたいと思いますが。

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩（午前10時31分）

再開（午前10時32分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 6条で、いわゆる公序良俗、これが大事だと思うのです、管理していけば。それで、例えば草刈りはこうだけれども、やっぱり指定管理者なら管理者をきちんとして、そのもとで公序良俗、傷がつかないようにするとか、そういうようなのはきちんと責任を持ってやってもらうという。特にふれあい公園、島越の場合は夜には余り人も通らない、みんながみんな善良な人ではありませんので、どういうことでしたらをされるか、そういうようなのもわからないので、やはり管理者になった人というのは、あるいは法人は、それなりの責任を持って取り組まなければならないことなのです。そこらをもうちょっと慎重に考えて対応したほうがよろしいだろうと私は思います。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 初めての施設だったものですから、今言ったように指定管理者制度も含めてご意見のあった点を踏まえながら、広く考えてまいりたいと思います。当初の段階においては、村がある程度の経費を分析した上で、委託のほうにしっかり持ってくることも想定しながら取り進めてまいりたいと思います。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第2号 ふれあい公園の設置及び管理に関する条例を原案のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第13、議案第3号 田野畑村農業委員会の委員等の定数に関する条例を議題といたします。

質疑を許します。

7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 条例の第3条、農地利用最適化推進委員の定数を5人とするというふうに記載されているわけですが、どうなのでしょう、農業委員それぞれ年間の報酬があるわけですが、最適化推進委員については報酬、あるいはどういう仕事の内容なのか、ちょっと私まだ理解できないですが、どれぐらいの日数を想定して委員の方をお願いをするということを考えておるのか、そのことをご説明を求めたいと思います。

○議長【工藤 求君】 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長【畠山淳一君】 では、農地利用最適化推進委員についてですけれども、基本的な報酬額は農業委員と同額というふうに考えて提案しております。日数については、月当たり三、四日とか、農繁期とかいろいろあると思うのですけれども、そのような日数で各地区割りをしまして、担当地区に入ってもらって、農地の出し手、受け手の間の調整などをしてもらおうというような……改正した法律では農地の利用集積とか遊休農地の解消なども農業委員会の必須業務というものにされまして、その推進のために農業委員もさることながら、新たに最適化推進委員という非常勤特別職になりますが、そういうのを委嘱して進めるようにという趣旨でございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 済みませんでした、次ページにあるのを気がつきませんで。

これは要望になるわけですが、実は農業委員そのものもなかなか手がいなくて、非常に公選の部分ではかなり苦労しているやに聞いておりますが、最適化推進委員を含めると7プラス5で12になるわけですが、大変だと思いますが、何とか。これ充足できない場合はどういう扱いになるのでしょうか。

○議長【工藤 求君】 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長【畠山淳一君】 それでは、まず農業委員の選び方ですけれども、これまでは公選6人、それと議会推薦と農業関係団体推薦を合わせて、田野畑は全部で9人でした。それを新たに農業委員7人という形で、本来の旧小学校区6地区、あと法律で義務づけられた公正中立

な立場の人ということで7人と。農地利用最適化推進委員ですか、こっちは直近の農業センサスの農地面積100ヘクタールごとに1人という法律上の枠がありまして、そうしますと上限5人になると、それで12人ということです。

募集を公募とか各団体に推薦依頼をして進めるということなのですけれども、もし定数に満たない場合は再募集というような形で、定数になるまで何とか探していくことになります。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 農業委員の資格として、認定農業者の要件がありますか。

○議長【工藤 求君】 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長【畠山淳一君】 お答えします。

農業委員の過半数を原則として認定農業者にすることと、また原則としてということで、実は田野畑村は認定農業者、法人、個人含めて30弱ですので、原則が適用されませんので、必ずしも過半数でなくてもいいのですが、極力過半数を超えるようにいろいろ働きかけをしていきたいなと思っております。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 今おります農業委員は任期は何月でしょうか。

○議長【工藤 求君】 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長【畠山淳一君】 現在の委員の任期満了日は、本年の11月26日となっております。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 今回の条例によって、最後に備考の欄がございます。なかなかいい中身の備考をつけているなど私は思いました。というのは、とにかく活動の実績に応じて国の交付金の範囲内において、村長が定める基準により給与ですか、これを算定することができる、別に定めて支給することができるという項目があります。現時点では実績がまだ出ているわけではないのですが、今後においてはこの備考を適用することを考慮しているかいないか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長【工藤 求君】 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長【畠山淳一君】 お答えします。

これは実際の活動日数に応じた部分と、利用集積の面積、あと遊休農地の解消の実績と成果に応じた分と、2通りの計算方法がありまして、これが年度末にいろんな実績を報告して、国のほうから金額が示されるということになりますので、国のほうから交付があれば、その部分について加算して支給できるということになります。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 済みません、参考までに教えていただきたいのですけれども、会長とか農業

委員会の人たちの報酬のところの前にちよんちよんと、同じとあるのですけれども、これは何と
同じなのですか。

○議長【工藤 求君】 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長【畠山淳一君】 これは特別職の報酬の条例の別表の部分でございまして、年
額という、教育委員ですとか選挙管理委員、監査委員等々の並びにありまして、年額が同上とい
うふうに。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 では、ちよんちよんはみんな年額ということなわけですね。

○議長【工藤 求君】 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長【畠山淳一君】 この表に関してはそのとおりでございます。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第3号 田野畑村農業委員会の委員等の定数に関する条例を原案のとおり決定することに
賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第14、議案第4号 津波避難カメラシステム整備工事の請負契約の締結
に関し議決を求めることについてを議題といたします。

質疑を許します。

3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 このカメラの中継局とか基地局をどのようにしてこの位置というふうに決
めたのか、この件についてお知らせください。

○議長【工藤 求君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 ただいまの質問にお答えいたします。

現在島越に津波カメラが1台ありますけれども、島越地区に関してはその機器の更新になりま
す。そして、お手元に資料があると思いますが、資料をごらんになってください。もう1台は、

羅賀荘の屋上にカメラを新設する予定となっております。

それで、無線の中継ですけれども、羅賀荘のカメラと島越のカメラを弁天崎の中継局にデータを飛ばしまして、菅窪の携帯電話の基地局の鉄塔に飛ばして、診療所を経由して役場に持つてくるというような無線伝送路になります。それで、昨年道路の移設に伴いまして島越のカメラを移設したわけですけれども、その際に電波の調査を実施いたしまして、木の枝等に影響を受けない新たな無線伝送路ということで無線中継の場所を決定したということになります。

○3番【上山明美君】 はい、ありがとうございます。

○議長【工藤 求君】 5番、上村繁幸君。

○5番【上村繁幸君】 羅賀漁港内に潮位計ができるのですけれども、その点について詳しく説明願います。

○議長【工藤 求君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 津波カメラシステム整備にあわせまして、羅賀荘の北側防波堤の突端に超音波式の潮位計を設置する予定でございます。超音波式で海面を反射しまして、そのデータをカメラ映像のデータとあわせて役場と中央防災センターに転送することとなります。あとは、カメラ映像には防波堤に目視できる潮位計も設置しますので、そのデータも映像として役場と中央防災センターで見れるようなシステムを考えております。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第4号 津波避難カメラシステム整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第15、議案第5号 平成29年度田野畑村一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を許します。

6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 補正予算の16ページ、農業振興費に係る質問をさせていただきたいわけですが、田代、千足の水道の関係、農業振興費の水道の関係で質問させていただきたいわけですが、当初予算でそれなりの調査費が計上になっております。当初予算審議での質疑が私委員長でなされなかったというふうなことから、ここで取り上げたいわけですが、どんな調査をやって、当初予算で決められた予算も調査費で使うのか、中身をお答えをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 この件につきましてはかねがね課題があるということで、関係行政機関からの指導も重ねてきたということで、法律的な体制もあって、水道施設としての基準は下がったようですけれども、いずれにしても村が直接管理することも含めて、その素地として今の施設の課題は何なのか、水質の調査も含めて、水道法、汚染防止法も含めたクリアするための整備のあり方はどうなのかということをしっかり捉えるという調査内容でございまして、中身については担当課長のほうから話をさせていただきます。

○議長【工藤 求君】 建設第二課長。

○建設第二課長【佐々木卓男君】 お答えいたします。

田代、千足の専用水道でございますけれども、これはトリクロロ酢酸という水質というか、検査にひっかかってしまったというのが28年6月ごろにありまして、基準というか、それらを年間を通して毎月調査をするというふうなことをしまして、それによって今膜モジュールというもので浄化しているのですけれども、これらが今までの浄化のものでいいものかどうかというようなものを検討していきたいというふうなことでございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 余り詳しくは質疑、6月補正ですから難しいと思うのですが、将来この調査が、167万4,000円もかけて調査をした後、大体村の簡易水道につなぐのかつながないのかを含めての調査になるかどうか、その点お聞かせをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 過去にそれを試算した、つなぐという場合ということで検討した経緯もございしますが、今の段階では個別として村が直接管理したほうがベターであろうという、その方向で地区とも協議を進めていますので、村が直営的にあの施設を管理する方向で今進めているということですので、現段階は一体的な簡易水道ではなくて、個別的な簡易水道として管理する方向で進めていきたいなと思っております。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 なかなかいい方法だなと思いましたが、答弁を聞いて。

というのは、地域住民は今悩んでいるようなのです。そもそも水源地そのものの水量がどうなのか。大字沼袋全体、一帯ではないやり方を村長は今答弁したと思うのですが、水源は調査をし

ない時点で大丈夫かどうかという質問もどうかとは思いますが、地域住民は地域をよく知っておりまして、今の水源地ではとてもとても水が足りないというふうに地域民は思っているのです。それらこれらを含めて調査をした後は、とにかく村の責任でやるのだと、地域ではなくて村の責任でやるというふうに今村長は答弁をいただいたのですが、もう一回確認をしておきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 これはモデル事業から、過去沼袋地域の中に水道整備が必要だという議論があって、さまざまな経過があったのもご案内のとおりだと思いますけれども、いずれ現段階でこれを維持していくということがなかなか地域では厳しいというのは想定されていますので、これは人の体に入ることですから、村として責任をしっかりとって、今お話があったように水源の問題も含めて追加調査、今回の調査の結果で広範な範囲で地元の地理を参考にしながら調査することも含めて、まずは進めていきたい、それは村が責任を持って整備していく、管理していくということをしっかりやっていくことは約束させていただきます。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 水量の問題も当然ですが、原水の水質の問題ですか、今の議論は何ですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 これは、その当時の整備の際にその場所を決めて、水質が今さっき話したトリクロロの水質があるということで、いわゆる膜ろ過を選択したということですので、もう一度再確認をして、物質的な問題点を今の施設だけではクリアできないだろうというのを想定しての話でしたので、現状そのまま直せばという問題ではないので、前処理をどういうふうにするか今の膜ろ過が使用可能になるのか、それともそれ以外のものを加味しなければだめなのかということも含めて検討していく、その次には当然調査した結果、今6番議員の質問にお答えしたとおりで進めさせていただくという中身で臨んでいるところです。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 済みません、21ページにたのはたココロのうた記録保存業務委託料の減額となって、12ページのほうにたのはたのココロイベント運營業務委託料というふうに計上されているのですけれども、ちょっと組み方が変わっているのですけれども、こういうふうになった経緯と、減額された額と、ここに新たに運營業務委託料として上がってきた額が同じなのかどうかについてお伺いします。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

当初予算におきましては教育部門のほうでの予算を確保していたところでございます。昨年度、

ココロのうたに関しましては芸文協の芸能フェスティバルと共同開催していたところでございまして、今年度もそのような計画でございましたが、芸文協総会におきまして今年度は芸能フェスティバルは例年どおり休んで、隔年の開催というようなこともございまして、音楽部門の開催のみとなりましたことから、心の復興という意味も含めまして政策部門のほうに予算を移してきたところでございます。

金額につきましては、当初財源として昨年度も補助していただいておりますNTTドコモさん等の補助の申請をしておったところでございますが、先般残念ながら不採択というような回答をいただいております。ついでには開催内容、係る経費等を若干吟味させていただきまして、減額したものを今回政策推進のほうの予算で計上させていただいたところでございます。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 では、同じ項目です。総合戦略の推進調査業務、これはどのような内容をお考えですか。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

こちらにつきましては、やはり地方創生をもっと積極的に進めていくための施策を展開していくために、専門の調査機関等に田野畑における地方創生の進め方、それから定住対策の再検討、その他の村の自然環境を生かした町並みづくりと、田野畑村にふさわしい地域創生を検討していただく委託事業として、今回計上させていただいたところでございます。

○議長【工藤 求君】 15分間をめぐりに休憩します。

休憩（午前10時59分）

再開（午前11時15分）

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 18ページの観光の面で、観光PRマスコットの購入費とありますが、これはどのようなイメージのマスコットですか。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

かねてから田野畑村はマスコットはないのかと、着ぐるみはないのかというようなお声がありまして、今回県の地域経営推進費が採択になったこともございまして、今年度予算計上させていただきましたが、現在のところ田野畑村のバス、それから看板、マンホール等にも使っておりますが、タノくんのマスコットをこれで制作してまいりたいと考えております。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 これは具体的なイメージといたしますか、立体的とか平面的とか、どんな感じなのですか。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 済みません、そのことをわからずに失礼しました。着ぐるみです。要するに中に人間が入って動くというもので、ゆるキャラともいいますが、よくイベントなどで登場してまいります。最近においては各市町村出てくるようなときには必ずゆるキャラが来て、地域をPRしているというところもございます。ですので、ぜひ……1体でございます。この予算では1体分になります。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 11ページの文書広報費の備品購入40万円、航空写真撮影用カメラ一式となっておりますが、これ具体的に説明を求めたいと思います。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

こちら航空写真撮影用カメラでございますが、具体的に申しますとドローンのことでございます。飛ぶものですね。飛行しながら動画または画像等を撮影する撮影器具になります。こちらにおきましては、メディア対策におきまして上空写真ですとか動画撮影をしたいと考えてございまして、フェイスブックや 유튜브、おとといの一般質問でも回答させていただいたところなのですが、こちらを公開することによりましてかなり観光面での注目度が上がってございます。田野畑ファンを飽きさせないためにも、今回画像等を季節ごとにふやしていきたいと思っております。

また、復興工事等におきましても、事業説明ですとか補助金申請の際に大変有効なものでございますので、今回活用してまいりたいと考えまして計上させていただいたところでございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 ドローンですか。詳しくわからなくて恐縮なのですが、これって操作するのに免許とか何か資格とか必要ないのですか。

それともう一つ、つまり観光地、例えば北山崎、鶯の巣断崖等々も撮影になると思うのですが、その場合、例えば自然保護の観点からエリアを限定されるとか、そういうことというのはあるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

免許、資格等については必要ございません。エリアにつきましても、今のところ田野畑につきましては特に規制されている区域はございません。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 免許は必要ないかもしれませんが、講習会を開催していますよね。講習修了者というような要件があります。その関連と本体、本機の重量はどの程度を考えていますか。結構軽いと風の影響、あとは地形によって非常に事故が起こる確率も高いと思うのです。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えします。

講習会につきましては、現在購入予定の見積もりをいただいたところでございますけれども、印刷会社さんでございまして、自社で持っているところもありますので、技術面等の指導を仰ぎながら導入してまいりたいなと思っております。また、宮古市内にドローン専用のショップが先日開店したところでございます、そちらとの情報交換を図りながら指導も受けてまいりたいなと考えております。

それから、購入を見込んでおりますドローンの重量についてですが、1.38キロ、1キロちょっとぐらいのドローンでございます。サイズにつきましてもそんなに大きいものではないのですが、350ミリ、35センチほどの規模になります。これにスマートフォンを載せまして、動画または写真を撮影するというものでございます。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 ドローンを購入するかしないかもまだちょっと決まっていないところなのですが、車だったら公用車として管理して、借りたいですというふうな感じで、何日は誰々、誰々というふうな感じでやるのですけれども、ドローンの管理ですか、運行というのも何だかあれなのですけれども、そういうところまでもこんなふうにしたほうがいいのか、するつもりだというふうに考えているのでしょうか。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

当面は広報担当のほうで専用に操作させていただきたいなと思っております。何分操作等、技術的な技能向上も必要でございますので、広報担当もしくはメディア対策のフェイスブック、ユーチューブ担当のほうで勉強してまいりたいと思っております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 まっあの、わかりましたが、賠償責任保険料が3万4,000円ということで計上になっているわけですが、責任の範囲について大ざっぱで結構ですが、お示しをいただきたいと思えます。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 賠償責任保険でございますが、基本補償支払限度額が1億円でございますので、何か傷害等あっても、ほぼ賄えるのかなと思っております。1回の事故につきまし

て1億円の限度の内容なのですが、身体障害、それから財産、物的損害等を含めましての最大1億円の保険でございます。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 12ページの財政調整基金、追加で2億1,000万円ありますが、これで財政調整基金は総額で幾らになるのでしょうか。

○議長【工藤 求君】 大森総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 お答えいたします。

29年度末の見込額になりますけれども、残高見込みがおよそ30億円になります。このうち震災復興特別交付税という、復興交付金事業とかに使われているものの残が積んであるのですが、これが5億円程度。ですので、純粋な財政調整基金といたしましては25億円ぐらいということになります。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 25億円が自由に使えるという理解でいいですね。確認です。

○議長【工藤 求君】 大森総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 基本的には自由に使えるのですがけれども、今後庁舎建設とか、いろいろそういったこともございますので、本当に自由というわけには……

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 そこでですが、積立金がいろいろありますが、もっとこれはふやしたほうがいいのではないかなというような基金もあるのです。例えばジャクソン・ベイリー基金204万円、育英の森造成基金182万円、福祉医療資金貸付基金200万円、これ基金というのであれば500万円ぐらいは必要かなと私は思っていますが、二十何億円もあったら何とかやりくりをして、基金は基金らしい体制にしたらいいかないかなと思っていますが、担当者はいかがですか。難しいですか。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 今総務省とか財務省では、地方財政計画の中で今の話が議論されていまして、地方行政、地方財政そのものが逆な発想で国のほうは考えているということです。つまり、余財があるから地方交付金そのものを減額という措置にかじを切るということにもなりかねないような情報もありますけれども、今議員が話ししたとおり、地域自治を進めるためにはその目的を達するために、ただ使えばいいのだけではなくて、ある程度の目的の基金をつくっていくということは、今言ったように単なる数百万円程度では完了できませんので、今財政の中ではどういう構成の中で基金を造成していったらいいか、または今庁舎建設も含めた、いろんな今後需要される全体の基金のあり方ということをしっかり考えようということで、とりあえずは財政調整基金に持っていくということで議論はしていますので、内容についてはまた検討しながら議会とも相談してまいりたいと思います。

○議長【工藤 求君】 9番、よろしいですか。

○9番【佐々木芳利君】 はい。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 12ページの工事請負費なのですがけれども、携帯電話用伝送路緊急復旧工事の追加と光ブロードバンドのやつがあるのですがけれども、ちょっと額が大きいなと思ったので、そのことについて詳しい説明をお願いします。

○議長【工藤 求君】 政策推進課主任主査。

○政策推進課主任主査【佐々木賢司君】 ご説明いたします。

今回2,050万円補正、増額要求させていただいておるところでございますが、内訳としましては携帯電話用伝送路の緊急復旧工事費につきまして50万円、光ブロードバンド施設支障移転工事費として2,000万円でございます。光ブロードバンド施設についてでございますが、三陸沿岸道路の工事が本格化してきたことに伴いまして、現在支障移転の依頼がかなりの数、内々の情報も含めまして来ている状況でございます。このため、かなり大きい額ではございますが、早急な対応をすべく要求させていただいたものでございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 14ページ、一般質問で一昨日、私も4番議員も質疑した問題なのですが、待機児童について取り上げたいと思います。14ページには民生費の中で育児サークル活動支援報償費、報償費というのが気になるのですが、助成金ではなくて報償費計上、しかも113万4,000円というのは結構報償費とすれば高額だと思います。報償費計上にした理由、根拠をまず説明していただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

まず、趣旨は在宅で育児を行う保護者等に対しまして、この事業を通して心身的及び経済的な負担の軽減を図りたいということで、子育てに優しい村づくりに寄与するということを念頭に置いて考えました。報償費にしたのは、在宅育児支援の考え方から、こういう活動をしている人たちに報償的な意味合いで、活動をやってくれている方にお支払いしたいという意味で、在宅育児支援策の報償費として考えたものであります。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 3月定例会でも質疑があったのですが、村長の基本的な待機児童を含めた保育に係る考え方は、将来は認定こども園にしたいという答弁が何回か、今回も出たのですが、ありました。担当課として、今の子育て支援の関係で児童館、若桐保育園の2施設あるわけですが、それと認定こども園の違い、それは後で資料をいただきたいのですが、どうでしょうか。策定しているかどうか。児童館と保育園と、村長が強調しているように認定こども園の違いをしっかりと

把握してから、どちらを選択をするかをしないとだめだと思うのです。把握しているかどうか、まず。認定こども園と今の村でやっている児童館、保育園の違いはどう把握しているのでしょうか。私、認定こども園についてはまだ勉強不足のために質問しておきたいのですが、どうでしょうか。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

認定こども園についてのお話でございますけれども、過日行われました子ども・子育て支援会議でもお話ありました。村長申し上げたとおり、待機児童対策を考えたときに今ある保育園、児童館というところをどうしたらいいかというところがあります。そのためには、認定こども園としてやるということが一つの案としてご説明いたしまして、実際やるとなると皆様の賛同を得なければいけないとは思っておりますけれども、そこは議論を重ねたいと思います。

違いにつきましては、具体的にどうだというのは村で決めれるところが多くて、その違いについては後で保育園と児童館の違いはありますので、そこに認定こども園を足して、資料の請求があればお出ししたいとは考えております。よろしいでしょうか。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 認定こども園については、ありがたく資料を後でいただきたいと思います。

それはそれとして、今回の補正の育児サークルに絞って詰めた議論を私なりにしたいわけですが、そもそもサークル、何人以上をお考えですか。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。3名以上を考えております。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 一般質問で同僚議員もただしたわけですが、今3名以上というふうな答弁がなされたのですが、場所は一般質問の再質問の際は私聞き漏らしたような気がするのですが、3名以上を、つまり在宅なのですが、どの家で3名以上のどこかの家をお借りするわけですか。そうすると、報償費は誰にどうやって支払われるか。やっぱり助成金として出したほうがいいのではないかというふうに。保護者にとったらこれはありがたい施策だと私は……反対するための議論ではなくて、ありがたいという議論ですので、余り緊張しないでお答えを。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 ありがとうございます。考え方としては、サークルでということでは代表者にお支払いしたいと考えております。場所は、きのうお話ししたとおり任意の場所ということで、ご自宅なりなんなりというところを考えております。そして、ちょっと並列ではないですけれども、私たちのところでやっている資源ごみとかの回収のやつも代表者を介してやっておりますし、そういった活動に対する報償という意味で、そういうふうな考え方で作成しております。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 正直な答弁で大変いいわけですが、これはあくまで、一般質問で時間の範囲でやっていたのですが、待機児童対策でしょう。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 議論については、そういう世相的なものでの施策ではなくて、田野畑に生まれ、またはそういった子育て全般を考えた上で考えていこうと。今言うように、暮らしをどうかという中で今地域創生をやっていて、定住化を進めているのだけれども、その選択肢としてなり得る、そういう村であり続けたいという2つ目の思いがあって、どんなことがあっても地域に根差した、または家庭に根差したあり方ということは追求していきたい。これだけ、サークル保育の支援だけではなくて、さまざまなこともその他検討していきまして、これはる検討しながら提案していきたいという段取りも一方で進めていましたので、田野畑に住む子供が3歳、それから将来にわたって成長していくための手だてとして、我々は長いスパンで物事を考えて支援していこうという考え、理念のもとに提案していることですので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 そんなふうに理念が、理論が発展するとまた別な議論をしなければならないのですが、私が聞きたいのは、待機児童対策でこういうのが、補正措置が出たのかという単純な質問なのですが、どうですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 行政が全部イコール受けて、余ったものを制度化するという考えではなくて、子供を育てている人がそこに預けたいという選択肢と自分でやりたいという親の選択肢があるならば、いろんな選択肢があっただろうという思いでつくったものですので、我々行政の選択肢を押しつけるのではなくて、皆さんが自分で自分のお子様を育てる上で、村としていろんな選択肢がある村だということをお願いしたいなと思って……

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 関連ですが、対象児童年齢は何歳から何歳まで考えていますか。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

在宅で3歳未満、児童館、保育園入園前の乳幼児を育児している保護者になります。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 かなり詳しい数字がのっています。この積算根拠ですか、やはり何かの根拠があってこの数字があると思うのですが、例えば世帯数でいって何世帯とか、子供数でいって

何人、あるいは3人であれば時間に対する報償なのか、その根拠は何ですか。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 お答えいたします。

活動時間は1日2時間以上4時間以内ということで考えまして、乳幼児1人当たりとして2,100円を考えております。それで、積算根拠ですけれども、3人以上ということにしましたので、計算は3人で計算しまして、サークルが2サークルあればいいということで、それに1カ月10日間を9カ月分見ております。これは、この根拠をつくる上で参考にしたのが、国庫補助事業であります一時預かり事業の一部を参考に作成いたしました。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 村長にお尋ねします。これは、待機児童対策とは全く関係ないという理解でよろしいですか。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 今言ったように、子育ての選択肢はいろんな選択肢の方法はあるだろう、それを一本でと、確かに今の施設で全部預けられればいいですけれども、施設の問題があると思うのですけれども、いずれ村として、先ほど話したようにいろんな家庭の事情で選択肢がある村として定住化を進めるということを皆さんに知らせる情報として、いろんな充足感を持った制度を構築するという姿勢で取り組んでいきたいということであります。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 ざっくばらんにお聞きしたいのですが、例えば3人以上、2時間以上4時間未満ですか、それはどうでもいいのですが、つまり3歳までの子供を持ったお母さんが3人集まって、どこかで育てればこの報償費がもらえると理解していいわけですか。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 そのとおりです。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 これは、そういう答弁が来れば確認せざるを得ないわけですが、血税投入というのはかなりよほど慎重であるべきだと思うのです。村長がいみじくも強調しているとおおり、子育ての選択肢はいろいろあっていい、賛成です。しかし、血税投入でありますから、まあ、あのばらまきになったら大変だし、ばらまきというのはないと思うのですが、いい施策でもすごくいいアイデアであればあるほど慎重でなければならないと思うのです。要綱等は定めましたか。もし定まっていれば配付していただきたいです。当然定めなければだめですよ、要綱ぐらいは。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 要綱は定めることにはなっています。今……

○6番【中村勝明君】 定めていない……

○生活環境課長【工藤隆彦君】 まだ定めておりませんが、予算案として概要書はつくっております。

○6番【中村勝明君】 その概要書も配付してください。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 当然補正予算計上の際に要綱が必要なのです。それを概要にとどめていること自体が間違っている、考え方として……間違っているという言い方は決めつけになりますから撤回しますが、要綱を配付していただきたいと思います。要綱でなく概要を。

(関連の声あり)

○6番【中村勝明君】 答弁、答弁。配付するかどうか。配付できないなんてことはあり得ない。では、それは副村長から答弁してもらいたい。配付だから。決裁事項だから。課長はよい。怒られたらあれなのだから。

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩（午前11時46分）

再開（午前11時46分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 この議会、初めての答弁をいたします。中村議員の質問にお答えします。配付いたします。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 待機児童問題とは関係ないと答弁がありました。

(いや、そうかの声あり)

○9番【佐々木芳利君】 いや、そういう答弁、さっきもらいました。今の話が3歳未満ですね。4歳になった子供さんは、次はどうなりますか。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長……休憩します。

休憩（午前11時47分）

再開（午前11時50分）

○議長【工藤 求君】 再開します。

1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 子育てサークル、発想はいいと思うのですが、例えば使用場所なんか、子供

を持った人の親ということもいいことだと思いますが、もう田野畑ではコミュニティホールがたくさんあるわけです。それを有効に使っていくということを考えた場合に、コミュニティーもサークル活動の場所には十分なり得るのではないかなと私は思う。そして、例えばそこで係る経費なんかは参加料、こういう形でいただいているところも全国にはあるようです。そして、お母さんだけが参加するというだけでなく、もっと、子は村の宝であるとか国の宝であるという言葉で言うならば、社会福祉協議会、それからそういう資格を持った人でボランティアをやる人があったら、そういうボランティアの人にも協力をしてもらおうと、そしてその中に子育ての当事者が入るといような仕組みができれば、今考えていることがより充実してきて、例えば報償費という考えになったときにも奨励金的なという意味もあるのです。奨励的要素を持っているのです、報償費というのは。そういうことを念頭に置いたら、うまく円滑に進むような気がするのですがね。いろいろパソコンなんかで見ると、成功しているところ、これに子育てサークルに力を入れているところも全国には結構ふえているようなのです。

ただ気をつけなければ……何でボランティアを入れた、社会福祉協議会の職員を入れろ、地域のおばあさん等を入れろと私が言っているのは、どうしても長い期間をかけた場合には、子育ての親だけだと子育てボスが出る危険性が十分にあるのだそうです。そういうのをやわらげて、みんなが楽しくやっていくには、そういう仕組みも考えてみたらどうでしょうかという、これは私の提案です。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今提言というか、意見いただいたことも含めて庁内でも議論はしていましたが、いづれ子育てを終わった方々の力も、もしくは若い人たちも相当悩んでいると思うのです。でも、そういう人たちに相談する、いわゆる年代層を越えた交流もできるというのも、子育てを中心にして地域コミュニティーが、それが形成するならば、いろんな形、限定しないで村としてはこのサークル活動の実証事業を充実させる運用の仕方ということを意見を参考にいただきながら、充実させる方向で検討してまいりたいと思います。

○議長【工藤 求君】 2番、畠山拓雄君。

○2番【畠山拓雄君】 関連なのですが、待機児童の問題、一昨日の答弁で田野畑村には待機児童はゼロという答弁でございましたが、ある一部の人から、いや、うちには待機児童がいるよという声も聞きまして、そうなのですかとちょっと私は本当に困ったのですが、まずそれは置いておいて、近い将来、何か保育士さんが1名欠となって、待機児童が出るのではないかという話があるやに聞いておりますが、もしあそこに出た場合、村としてはどういう対策をとるつもりでしょうか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 おとといも話ししたように、これは家庭の事情、年齢によって、先ほど話し

したように子供の年齢構成上さまざまな変化してきますので、いずれこれがあつたとしても対応していくということを基本としていきたいと思ひます。

○議長【工藤 求君】 2番、畠山拓雄君。

○2番【畠山拓雄君】 ある政党が選挙マニフェストに、待機児童に対しては子育て支援、月上限5万円として出すというマニフェストを出して選挙をするという話が聞こえております。育児サークルもいいと思うのですが、本当の待機児童対策にはなっていないと思うのです。2時間、4時間の時間であれば、お母さん方は仕事したいのです。この2時間、4時間では仕事ができない。育児サークルというのはちょっと根本的な待機児童対策にはなっていないと思うのです。本当に待機児童対策をやるのであれば、さっきの話ではないですけれども、漏れた人に対しては育児手当を出すとか、税金の平等性からいってもそっちのほうがいいと思うのです。絶対漏れた人がかわいそうです。保育園、児童館の網に漏れた人が非常にかわいそうです。絶対不満を持ちます。やっぱりその不満を解消するために、何か対策を村として打ち出したほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 この点も子ども会議でも議論をしました。つまりこの根底にあるのは、育児休暇期間の問題及び会社が地域の人たちにどういふアドバンテージを与えるかということと同時に理解してもらわなければだめなので、そこらを一歩公務員法は変わったとしても、会社の人たちにここを理解してもらいたいということも村としても進めなければならないというのが底辺にあるということは理解していました。

それで、今言ったように制度から漏れることがないように、先ほどの議員の提案があつたように、村としてそういうことがないようにこの制度をつくったわけですので、いろいろなものを駆使しても、そういった個人的悩み、家族的悩みがないように寄り添って、その意見を集約しながら対応していくということを基本として制度を充実させていきたいと思ひております。

(休憩の声あり)

○議長【工藤 求君】 昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 (午前11時57分)

再開 (午後 1時00分)

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 サークル活動支援事業概要版、いただきましてありがとうございます。せっかくのいい事業のように感じられますが、行政不信にならないようにひとつ気をつけていただきたいと思います。

細かい話で恐縮なのですが、例えば1日2時間以上4時間以内で任意の場所という、これは曜日とかというのは全然関係ないわけですね。その辺ひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 生活環境課長。

○生活環境課長【工藤隆彦君】 曜日の指定等はありません。予定としては、お配りいたしました概要のところでも実績報告をしてもらって、活動の内容の把握の仕方は報告書なり活動内容なりで、写真とかで確認してお支払いしたいと考えております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 老婆心で言うのですけれども、例えば4歳、3歳、2歳の児童を日曜日にグループで、サークルで保育した、でも4歳は対象にならないわけですよ、当然。それって、気をつけないと不信につながりませんか。私は心配するのですが、私の多分老婆心だと思いますのであれですが、せっかくのいい選択肢として広げるということですので、それは可といたしますので、行政不信にならないようにひとつお気をつけいただきたいと思います。要望にとどめたいと思います。

非常備消防に関連してお聞かせいただきたいのですが、灰聞するところによると、こういうような文書のコピー、実はいただいているのですが、消防団等の任期満了に係る任期延長についてという文書がここにございます。その理由なのですが、8月6日に田野畑村長選挙が行われることから、選挙事務等により消防団幹部会議の日程確保が困難となることが見込まれますと。さあ、それで聞くのですが、担当か何か、選挙事務ありますか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今我々が消防団のことをこの議会でご心労を与えるつもりはなくて、今言うように事務執行上、それが必要ならば要綱上の見直しも含めて対応するというのを、要綱を制定した上で団長にはその旨説明し、了解いただいているものでありますので、これ以上の議論は慎むべきかなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 いや、その慎むという意味が、理由がよくわかりません。やっぱりこれ役場の中の事務の作業ですので、ここで議論してはいけないというその根拠を、ではお示してください。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 議論を遮るとかではなくて、我々もそうだろうし、議会もそう……それは村民の生命、財産を守る組織として、それを構築しているわけですから、そういったことでそれらが全て否定的なものではなくて、確認し合ってやっていくということの意味の話をしたわけで、そこをここでならぬという話ではなくて、そういう中で対応していくことは議会もそうであろうという認識を今話したわけですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 消防団のあり方について私は議論をするつもりはありません。団員の方々、本当に頑張っていただいていますので。ただ、選挙事務等によりという文言を出して、文書を出しているわけですので、つまりそれにはそれなりの理由があると思います。行政の事務についてやっぱり議会とすれば問いたただすのは、これは当然の責務だと思いますので、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩（午後 1時05分）

再開（午後 1時19分）

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 お答えします。

この文書は、消防団幹部会議の開催が選挙事務等で日程を確保できないことが見込まれることから云々とありますが、これは消防団のほうの文書的にはこうだったかもしれませんが、この考え方の基本は、消防団長、副団長の任期については、村長はかねてよりこの任期について問題意識を有しており、他市町村の例などを参考にして、ことし改正年に当たることから、分署長の意見も参考にしながら検討してきたということが経緯であります。5月15日にそういうことで畠山消防団長に役場までご足労いただいて、この説明について似内分署長、平坂主幹のもと、改正に至る背景趣旨を副村長、私のほうから説明したところであります。それが事実で、この文書からいけばおっしゃるとおりかもしれませんが、本質は今私が言ったことでございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 では、この文書出ていること自体知らなかったということですか。決裁していないということですか。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 それは決裁ミスであります。私の決裁ミスです。

（何事か声あり）

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 表現がそういうふうになり、いろんな公的スケジュール等々、消防団に負荷をかけるということを回避するためにも、日程を延長しながら判断していきたいという、慎重に判断したいという猶予的な考えでありますので、今言ったようにそれ一つが延長するという理由ではないということはこの等の中に、諸般の諸事情に基づいてという意味で、言葉遣いという意味でしたので、そこらのところは勘違いしないでいただければありがたいし、またそこらに不適切だと思う点がありましたら改めなければならぬなと思っております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 済みませんが、全然答弁に理由にもなりません。さっき副村長は任期という表現をなさいましたが、任期というのは、幹部会の例えば2年とか3年の任期のことですね。それならば別に何も9月まで延ばす理由はないと思うのですが、いかがですか。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 ですから、そのことについては団長と話し合いの上で決めたことでございまして、勝手に走ったわけではありません。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 それではお伺いいたしますが、過半幹部会も開きましたですよ。そのときにおいでになったのが担当課長と担当職員、村長は招集しながら出席しなかったということなのですが、これはどういうことですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 この際、今まで2段階方式で、後段の部分が村長の出席だということでしたが、それを一つにまとめて、事務的範疇で熟知するので、スケジュール管理上、そこはよろしいと思いますという報告があったので、そういう処置をしましたので、そこらは事務的スケジュール管理の問題かなとは今お話を聞いて思いましたけれども、そういった報告の上にそういう日程を組んでいたということでご理解いただきたいと思います。今言ったように、その内容というのをしっかり把握しておけばよかったと思うのですけれども、そういう報告のもとになっていたということでご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 いや、村長、それは答弁にも何にもなっていません。単刀直入に、簡単に聞きました。この前の幹部会のときになぜ出席なさらなかったのか。多分招集は村長名ですよ、担当課。違いますか、担当課が勝手に出しましたか。違うのでしょうか。村長名でしょう、当然。なぜそこ……では担当課、確認したいと思います。

○議長【工藤 求君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 幹部会の招集については、団長名と村長名の連名でございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 村長、ということなのです。まさか担当課が勝手に日程を決めて、村長の日程を無視して幹部会を開くとは当然考えられないのですが、しかも仄聞するところによれば、担当課だけで本当に答弁できるのか、村長も出席してもらったほうがいいのではないかとということで連絡とったけれども、おいでにならなかったという話なのですが、それはどういうことでしょうか。済みません、事実と違ったらおわびいたしますが、そういうふうに私は幹部会に出た方々から話を聞いておりますので、申し添えます。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 さっき話したように、消防団、分署及び担当所管する総務課と前日及び当日にも確認をして、今話をしたとおり、今までのように前段、後段と、後段には村長出るということでしたけれども、一つなのでよろしいという報告があったので、そういうスケジュールを組んだところでしたので、今言うように通常のようにやればよかったですし、そういったような組み方については反省点はあるかと思しますので、そこらは指導管理していかなければならないなというのを今お聞きして感じたところですので、しっかり対応してまいりたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 では担当課、責任持てますか。何か担当課に責任を押しつけたような答弁に私には聞こえるのですけれども、これでは職員がかわいそうな気がして私はならないのですけれどもね。

では、ちょっと角度を変えてあれしますが、多分こうやって文言が出ていますから、関係あるのでしょうかから、選挙管理委員会、何か村長選の告示前に選挙事務、総務課なりほかの課に依頼することがありましたらお示しをいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 選挙管理委員会事務局。

○選挙管理委員会事務局長【畠山淳一君】 お答えします。

選挙の執行に当たって、村全体の方、投開票事務について職員の従事をお願いすることになりますので、選挙当日、あとは事前の説明会等については基本全職員に都合を聞いて、必要な事務への従事をお願いするということになります。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 多分そうだと思うのです。私は今までの経過を見ていまして、選挙事務は総務課でやるので、消防団幹部を開く日程を確保できないという理由……今までだってこういう例はあったわけですので、何で今回だけできないのか、これがどうも私には解せないのですが、何で日程確保が困難なのか。多分詳しい日程については担当課のほうがご存じでしょうから、お示しをいただきたいと思いますが。

○議長【工藤 求君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 団長の選任に当たりましては、事前に団の幹部の方等にお集まりをいただいて、会議を何回か開いて選任していくわけですが、その日程が確保できないと判断したものでございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 決める手続は私も承知しております。何で日程確保できないのか、それを聞きたいのです。何か特別に忙しいからできないということなのでしょう。違いますか。今まではずっとこれでやってきたわけですから、何でことしにできないのか、その理由をお示しいただき

たいのです。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今言ったように、さっき副村長が話があったように要綱等の改正もあり、慎重に……

(何事か声あり)

○村長【石原 弘君】 規則か。規則改正、要綱等の改正等が伴うこともあったので、そこらを周知して、次の段階として選任作業に入っていくということで、ここらについては従前よりもその時間を、スケジュールを多くとらなければならないなという中で、それであれば7月末というのはタイトなスケジュールになるから、延長をお願いする要綱をまずつくる必要があるなというのは前からの議論であって、4月時点ではそういう方向性で新年度の諸事業についてはまとめていこうというのが前から大筋で決まっていたものですから、それを新しい分署長と相談の上、スケジュール管理をしたという、それ以外に何もございませんので、そのことはご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 いや、そんな理由で納得できないから、今こうやって質問しているわけですので、ではちょっと角度を変えて聞きますが、確かに要綱、規程ですか、変更については議会の当然同意も何も必要がないわけですので、それはそれで結構ですが、しからば消防委員会の存在なのです。消防委員会には相談なさいましたか。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 行政処理の区分として、条例案件でもないし、そういう骨格なものではなく、規則の範疇でありますので、そこに上げるべき案件でもないという判断でしたから、そういうことは委員会として相談してきたものではないということをご理解いただきたい、または承知いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 まず1点確認しますが、消防委員会には一切諮っていないということでしょう。それで間違いないですね。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 はい、そのとおりです。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 そうしますと、団長、消防団幹部の任期を3年から2年に変えるということかな。これというのは軽微な事項と村長は判断したということではないですね。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 軽微なという、そういう処置の考え方ではなくて、これは従来より県下の村、

それから支部、県という流れの中で、その期間については岩手県下の状況をしっかり研究していただきたいという中で物事を詰めてきました。よって、それらを軽微な考え方ではなくて、全体として消防の県にはお世話になり、支部にもお世話になり、村として他の市町村を参考にして決めるということです、そんな軽微なことだと、そういう認識のもとに対処したものではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 そこなのです。軽微なものではないという判断、これは普通は消防委員会やり、しかも消防団の幹部もほとんど知らない状況でこれなされているわけです。こんな一方的なやり方したのでは消防団から反発出ますよ。みんな義勇の精神で、ボランティアでやっているわけですから、それを相談をせずに、今度は3年の任期を2年に変えたから、おまえらそれに従え、あるいは村長選挙があるから任期を2カ月延ばす、しかもこれは消防団幹部が全然知らない状況で行われているわけですから、これは余りにもひどいやり方だと思うのですが、村長、そう思いませんか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今言ったように、私はそれを制限するという考えではなくて、例えば今言うように期限の問題についてなのですけれども、これは数学的に考えても3年を2回やれば6年、2年を3回やっても答えは6になるわけですから、そういったことで、より村民と一緒に考えながら、ともにやっていくということについて、それを阻害するというような考えのもとにやっているわけではございませんし、ほかの市町村も同様にやっている市町村が多いと、それを参考にしながら、我々も全体的な傾向を探りながらその体制をお願いしたいということでもありますので、そこらについては既得権的なものを侵害するような感覚で私たちはつくってはいないということをご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 ここで算数のあり方について議論するつもりはありませんので、3掛ける2が6で、2掛ける3が6、それは構わないのですが、では出してある文書、中身が違うので訂正なされたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 訂正ではなくて、今言ったように等の中の意味合いということがよく伝わらないということについては、次の機会に皆さんに表現の不適切な部分をしっかりカバーするように、次の会でお話をしたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 では、この文書を出すときに、一方的に出したわけですよ。受ける側は、これはそのまま受けているわけですよ。つまりこの文言が違うのだけれども、次の日程までは

幹部の人たちは正式なやつを知らずに2カ月待てということですね。そういうことですよ。それというのは余りにも消防団を……表現はよくないが、ばかにしているような感じに見えるのですが、どうでしょう。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 この通知の趣旨については、今言ったように等という意味合いを持って書いたつもりなのだけれども、そこはその本意が伝わらない表現であるということならば、事務処理としてどういうふうに伝えていくかについては、また内部的にも相談しながら、いずれ開催の通知はしたと、でもその中にそういうふうな誤解を招く表現があったということは、それは改めなければならない。その後は事務处理的なものについては、また内部で相談して対応していくということですので、その一つとして次回の会議においてはという話はしましたけれども、そのタイムリーなものの処理のあり方についてはしっかり、今この議会でも意見があった内容を踏まえて検討させていただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 いや、何もそんな難しいことではないと思うのです。結局平成29年7月31日をもって任期満了になります。ことし8月に村長選挙があることから、選挙事務等によりという文言が入っているわけですから、これは間違いでしたということで文書を出しさえすれば、それで済むのではないですか。それは幹部の人たちは納得すると思うのです。つまり任期を3年を2年に変更したいので、その理解を求めるために時間が要だということでしょう。だったら、選挙事務には関係ないですよということの文書を出せば、それで済むはずなのですけれども、なぜそれができないのですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 等によりという話をした通知について、そのとおり開催しますということが趣旨でしたけれども、その伝え方の状況……

○7番【鈴木隆昭君】 開催というのはどういう意味。何の開催。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 会議の開催についてということで知らせた文書ですので、そのところはいろんなスケジュール、諸般の事情による、その中の一つとしてのウエートがあったように表現されたけれども、どういうふうにそこを訂正するかについては今言ったように次の会議も当然お伝えするとともに、事務処理としてどういうふうな形で皆さんに意を酌んでいただくかについては検討させていただきたいと思います。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 この組織は、当然空白は許されない組織なわけですよ。その場合に、8

月1日からいつまでの辞令を出されるつもりですか。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 ここにありますように、改選時期を2カ月間、先ほど質問したとおり延期することの中で日程を調整して決めたいということでございます。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 済みません、ここにある文書を私持っていません。

○副村長【熊谷牧夫君】 ここにというのは、私の手持ちの文書の間違いでした。

○9番【佐々木芳利君】 8月1日から9月30日までの任期の辞令交付を行うということですか。その間に次のことを考えるという感覚でよろしいですか。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 はい、そういうことでございます。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 7番議員が再三言っていました。繰り返しになるかもしれませんが、やはり真意と違う文書が出されたということ、あるいは決裁の前に当然目を通さなければ訂正されてしかるべきではないのですか。公文書的に、そういう文書処理というのは役所業務の信頼にもかかわります。その辺はどのようにお考えですか。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 今言ったように、その表現が一つの要因としてということを表現として書いたわけなのですけれども、それだけでない諸般の事情なのですがということです。そこで、不適切な表現についてはどういうふうにフォローするかということはまた検討してということで、今疑念を抱いた議論もあるようですので、そこは今の議論を経てどういうふうに事後処理をするか、その対策をするかということも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 宛先が消防団の幹部各位になっていますが、これ階級的にはどの範囲を指していますか。班長以上ですか。

○議長【工藤 求君】 平坂総務課主幹。

○総務課主幹【平坂 聡君】 消防団の部長以上です。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 任期を変えたほうが良いという思いは、4月当初からおありになったわけですね。そうですね、たしか。では、その1点確認をしたいと思います。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 かねてより検討するということでやって、4月にはその規則についてということでコメントしたということです。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 では、今後のあり方についてちょっとお聞きしたいわけですが、例えば団長なんかの任期、あるいは特別な事情がある限り、村長は一定期間任期を延長することができるものとする新旧対照表のほうにあるのですが、これからも消防団とか消防委員会に一切相談せずに決めるという考え方でいいわけですね。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 行政上の業務の決め方の範疇という概念で当然話をしましたけれども、今言う議論は、よりそういうことがないように、丁寧にやらなければならない点について今議論していると思うので、その点については意見を踏まえながら対応すべきことは対応するというので、しっかり考えてまいりたいということとしたいと思います。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 3年から2年というのは決定事項ですか、これから提案しようとしている事項ですか。どちらですか。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 決定事項です。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 決定事項のようですが、ただ繰り言にはなるのですが、やはり一つの組織なわけですので、しかもみんな生業を持ちながら、いざ何かのときには生業を捨てて、みずからの身の危険を顧みずやってくれている人たちなわけです。それを相談もせずに、勝手に3年から2年に変えますという通知、これというのは村長の姿勢としては一番ふさわしくない姿勢だと私は思うのですが、そうは思いませんか。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 今言うように、我々は延長、任期期間を、それを制限するという考えは毛頭ございません。今言うように、県下の状況を踏まえて検討しなければならないというのがこの何年間あったわけで、それについても種々議論してきたわけですので、役所としてそれを消防団の皆様、ボランティア、もしくは準公務員としてやっている方々の意識やら権利というものを、私は阻害するというようなことを頭にして物事を決めているつもりはありませんので、そういったことはご理解の上、今言ったように事務処理上の範疇だということで処理しましたけれども、今意見いただいた点について、より行政の範疇を超えた部分もあるならば、そういう処置もあるのではないかとご意見をいただいたと思っておりますので、その点については検討を加えながら、またはそういった意見を参考にしながら対処すべきことは対処してまいりたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 今の答弁だとすれば、結局役場の規則の中で変えただけでしょう。それを村長が変えて、一旦フランクな状態に戻して、例えば消防団あるいは消防委員会に相談して、こういうふうにはやりたいけれども、どうでしょうというのが私は筋だと思うのですが、いかがですか。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 その上で、我々は行政として当然説明しなければならないので、団長に先ほど副村長が話ししたようにそのスケジュールの中でお話をして、同意を得て、それで幹部会にかけたという流れですので、全く行政手続上の流れを逸脱したものでないということをご理解の上で、さらに意見をいただきながら、より充実したものになれるように進めていきたい。今言うように、これが我々が争点として、いろんなことに問題点があるから、こうなんだ、ああなんだという議論ではなくて、もう既に消防団の団長に対して了解を得て、次の幹部会で了承してもらい、あとは統監として団長お願いしますということにして、あとは団長が皆さんにお話ししていくということになるわけですので、そういったことはしっかり段取りを踏んで話したつもりですので、あとはそこを整理していく、ただ一方的な、いろんな情報があるかもしれませんが、行政手続上は一定の範疇の中で処理したということをご理解いただきたいと思います。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 実は私は今の問題は、それこそ村の消防団の幹部からわざわざ招集文書を、5月22日付、村長と団長名の文書を私の家に持ってきてもらって、これでは何ぼしても、中村さん、幹部としても多くの幹部が納得できないという相談を受けました。なかなかデリケートな問題もありますので、でも今こうやって質疑されておりますので、あえて関連で確認をしたいわけですが、鈴木さんが質問に対して、副村長が5月15日に分署長と、そして担当課、2人の職員、そして副村長がもちろん立ち会いのもとで、そこで大事なこと、畠山団長が納得をした、ここが大事だと思うのです。あとは団長の責任で、納得したのであれば、村の副団長以下、副村長の説明を副団長以下、村の幹部の方々に納得させる義務があると思うのです。それがあるいは省略したために、今の問題が発生しているような気がします。それらこれら、追跡調査は今さら難しいと思いますから、せつかく7番議員がこれぐらい質疑をしてもらっているわけですから、もし行政のあり方として、瑕疵があるならばという答弁を何回も村長はしていると思うのですが、団長が納得したかどうか、ここが一番の今回の質疑のポイントだと思うのです。そこさえはつきり…でも、そうすると団長が突き上げになってしまいますので、議論はしたくないのですが、そこは大人である村長、副村長、今さら白紙に戻せないのかな。私がいただいている規則の改定、新旧対照表、これを白紙に戻して、改めて村も悪かった、全体も流れが悪かったと、そして幹部を集めて、やっぱり皆さんと相談をしてから任期の延長は決めるべきだったというふうになったほ

うがお互いに全体がうまくいくような気がしてならないのですが、どうでしょうか。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 行政手続上のその点については、現行のそれで進めさせていただく。今争点は、我々はさっきも言ったように行政手続上について瑕疵がある処理はしていないということは確認しましたので。でも、今の議論のように5月15日の時点で報告いただいたのは、団長もその内容を理解し、あとは団長が説明していただくということで了解を得てのお話ですので、そのところが多分伝わっていないからという議論になったのであれば、今6番議員が話したとおり、そこが一番重要なところだということをご理解いただきたいと。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 1人のボランティアでやっている団長の云々かんぬんには期待しないほうが村長もいいと思うのです。忠告というか、助言のつもりなのですが、それよりも大人になって…みんな大人なのですが、私も。そういう犯人捜しをしないで、確かに村長のおっしゃりたい気持ちはよくわかるのですが……

(何事か声あり)

○6番【中村勝明君】 いやいや、わかるというのは自分の身を守りたいために答弁しているなど、そう聞こえるためによくわかるのですが。いや、村長がさっき答えたのですよ。団長に幹部に対して説明するように言った、それはどうですか、副村長。本当に言ったのですか、がっちり確認の意味で。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 はい、そうでございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 幹部を集めて、班長以下、副団長以下、説明すると言いましたか、団長は。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 はい、そういうことでございます。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 そうであれば、気があるわけですから、15日にその説明会をやって、5月22日に文書を出しているわけですから、団長に確認しましたか、幹部を集めて説明したというのを。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 それは確認しておりませんが……

○6番【中村勝明君】 すべきだ、すべきだ。

○副村長【熊谷牧夫君】 いや、それで団長がそこでほとんど議論なく了解してくれたということで、もしその時点で団員にも説明してくれというお話があれば、要望があれば、私どもはそれを拒否する何物もなかったのです、私もそれで初めてのことだったので、それでもう了と私もしたわけで

ございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 当局の見解と消防団の見解が全く逆なのです。結局納得しないので、消防団が幹部会を集めて説明を開いたのに、招集した村長が行っていない、担当課にあなた方で本当は責任持って答弁できるのかということ、団長が聞いているはずなのです。それも私済みませんが、団長からじかに聞きましたので、そうははずなのです。総務課長、担当課では当然答弁できないのです。何でそのときに行かなかったのですか。繰り返しになりますが、

つまり……もしあれであれば、議長、申しわけないけれども、参考人招致を求めたいと思いません、団長の。

○議長【工藤 求君】 15分間をめぐりに休憩します。

休憩（午後 1時57分）

再開（午後 2時13分）

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 先ほどの発言の中で、団長を参考人として連れてほしい旨の発言をいたしました、撤回いたしますので、議長、取り扱いのほどをよろしくお願ひしたいと思います。

なお、この件については幾ら議論してもまとまりそうがないです。ここからもう要望に変えます。いずれ組織のあり方、なぜ例えば消防委員会があるのか、なぜ消防団があるのか、そこら辺をきっちりわきまえた上で、今後いろいろ、例えば今回のように団幹部の任期を変えとか、そういうのというのは、やはりこうやって一生懸命やってくれている人たちの気持ちを酌むというのが、最大限村長がやらなければならない行動だと私は思いますので、ひとつ今後こういうことのないように、要望にとどめたいと思います。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 16ページの農業振興費、地域おこし協力隊員の報酬200万円上がっていますが、どのような方を採用検討されておりますでしょうか。農業振興の科目で上げた理由は何でしょうか。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 地域おこし協力隊員については、既に産業開発公社のほうで勤務していただいております。2人を採用することとしております。農業振興費というのは、これは開発公社なので、いろんな意味の新しい開発等々で地域をおこしてもらいたいということで、ここに整備しております。

（関連の声あり）

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 役場採用の公社派遣ということでよろしいでしょうか。

○議長【工藤 求君】 産業振興課長。

○産業振興課長【畠山恵太君】 役場採用で、公社のほうで仕事していただくということでございます。

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 いいことだと思いますが、その方の得意分野ですか、例えば田野畑においてはどのような抱負であるとか、あるいは地域おこしの農業分野、産業振興においてはどのような学歴といいたいでしょうか、経歴といいたいでしょうか、期待できる方でありますか。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 そういった農業の専門分野について特に傑出したのではないのですけれども、栄養とか、あるいはイラスト等々において非常にすぐれたものを持っているので、営業活動あるいは販売において非常に役立っていただけのものと思っております。ただ、興味は持っているのですけれども、現実には自分がみずからやったことはないということがあります。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 もう少し詳しくお聞きをしたいわけですが、当初予算で議決になった農業分野、2人の公社派遣というふうに私は理解しているのですが、当初予算プラス今度の補正での200万円、2人分のプラスなのかどうか、お聞かせをいただきたい。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 今回の農業振興費での地域おこし協力隊の追加については、当初予算では1名分で計上しておりましたが、このたびの応募で2名の方が応募してきたことにより採用する結果となりまして、もう1人分を今回追加させていただくと。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 そうすると、今の答弁を私なりに解釈すれば3名というわけですか。

○議長【工藤 求君】 休憩します。

休憩 (午後 2時19分)

再開 (午後 2時20分)

○議長【工藤 求君】 再開します。

6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 私はそう思って、当初予算書も持ってきているのですが、当初予算書の49ページにあります地域おこし協力隊員報酬が1人分240万円、今回の補正が1人分で200万円、金額

は同じほうがいいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長【工藤 求君】 産業振興課長。

○産業振興課長【畠山恵太君】 金額は同じでございます。この違いが当初4月採用予定で、それが月がずれ込みましたので、ちょっとそこで違いが出ております。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 月20万円はわかりました、そうだというふうに聞いていましたので。ただ、おととい一般質問で気になったのですが、5月24日から既にもう採用になっているわけですね。違いますか、どうですか。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 5月24日付で採用になっています。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 そうしますと、これは担当課のほうがいいのかな。結局予算の裏づけのないのに採用するというのは、これは法律に触れませんか。いかがですか。

○議長【工藤 求君】 大森総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 地域おこし協力隊の件ですけれども、確かに当初予算では1名の分しかやっていなかったのですが、途中で公社のほうの業務に力を入れたいということで、とりあえずいただいた予算の中で半年分だけを使わせていただいて、それで今回残りの半年分を措置させていただきたいということでございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 それって許されるのかな、本当に。例えば4月から協力隊1人採用しているわけでしょう。その人の分をほかの人に回すなんていうことは事実できるのかどうか。えらい失礼な話だなと思うのですが、本当に法律上、何も問題なしですか。自治法上、何も問題……

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 今言ったように、目的は公社の営業強化を図るということは今までいろんな会で話をしてきたと。今回地域おこしを公募したということで、思いのほか、全部で6人、7人ぐらいですかね、相当の人が応募した中で2次選考、面接という流れの中で、やはりこれは1人だけでなく、いろんな才能を持った人たちから関与してもらったほうが公社としての有用性は、村としての有用性は引き出せるだろうということで実施したということでした。今言うように、時期が4月ではなくてずれ込みましたけれども、その予算執行の中で6カ月管理をして、議会にもその旨説明して、きょうはお願いしたいと。そういうことで、村全体として最大値できる今回のエントリーの中で営業、運用力を増して努力させていただきますので、お願いしたいということをご理解いただいて、そういった執行上のことはありますけれども、そういった中で既定予算

の中で運用しながら、今回はそこをお話しして、補正について理解いただければということですので、今いろいろ話をした中、全般としてそういった姿勢の中でお願いをしたいと、そういうことですから理解いただければなと思っております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 いや、私が聞いているのは、そうやって振興を図るというのは、それは別に異論は唱えません。それは大いにやっていただいて結構です。ただ、予算編成上これでよいのかということをお聞いているのです。極端に言えば、予算が決まっていなくて先におっしゃってしまって、後で議会で認めてくれという、こういう手法にしか見えないわけです。だから、これは法律上、本当に自治法上、地方財政法というのもあったような気がするのですが、それ許されるかどうか、担当課、いかがですかということをお聞きしているのですが。

○議長【工藤 求君】 大森総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 自治法上は問題はありませんけれども、ただおっしゃられるように、そういった説明というのが必要になってくると思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 そうだと思うのです。結局5月24日の採用ということだったら、結局採用月日を例えば今定例会後に採用をするのであれば、それはみんな納得するわけです。なぜか先に採用した後で予算をつける、何かそこに意図を感じてしまうのは私だけなのでしょうか。

それで、それ一旦棚上げして、では採用方法についてちょっとお聞きしますが、村職員であれば客観的には第三者ということで、多分村長が審査するとか面接等には加わっていないですよね。全く第三者にさせていただいていますよね。この協力隊についてはどうですか、同じですか。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。面接に当たっては村長は入っておりません。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 確かにというか、わかりません、それは入っているかどうか。ただ、ではどなたがどう審査して採用したのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 面接の担当官、面接官に当たる者でございますが、副村長と、それから担当課の政策推進課長、私でございますが、それから産業振興に当たっては産業振興課長と、それから採用先であります公社のほうから次長が出て、面接を行っております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 公社も委員に含めるというのはどうなのでしょう。あくまでも採用するのは村ですよね。確かに採用した後、公社で働いてもらうというのは、それは大いに結構だと思いますが、ただ採用時点ではやっぱり村ではないのかな。いかがですか。

○議長【工藤 求君】 石原村長。

○村長【石原 弘君】 設定は今言ったように村ですけれども、幅広く意見を聞くという意味での選定というような幅を設定したということであります。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 あれですか、今後も村で採用するけれども、違う人も選考委員の中に含めることは今後もあり得るということで理解していいわけですね。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 一方で、先ほど議員が前段の質問にもあったように、村の職員をどういうふうに行っているかというのもありましたよね。ので、その場合については北銀の支店長、それから教育事務所の所長、それから医大の神経関係の先生方というようなことで幅広くお願いしている経緯もありますので、今言った点についてはそういった第三者的な者も一つの選択肢というものもあると思いますので、そういったことを融合しながら、より考える必要はあるなと思っていました。そのことを踏まえて、2つの有用性というところをしっかりと考えて対応していかなければならないのもあるかなと思っておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 そういうことであれば、それは可といたします。それだったらどうでしょう、協力隊もそういうことで全く第三者の目で……第三者の目という表現はどうかわかりませんが、そういう選考をなさっているような気もするのですが、いずれ私はこの手続が逆だということは常に強調しておきたいと思います。というのは、予算の裏づけなくて事業展開というのは、これはやっぱり全く議会軽視で、議会もこれを簡単に認めれば議会の自殺行為だと私は認識していますので、補正予算出ていまして、ほかの予算もありますので、なかなか一概には言えない部分もありますけれども、今後はこういうことはなくて、きっちり予算を計上した上で採用なり事業展開なりはすべきだと思うのですが、いかがですか。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 今言ったことで、我々目的を達するためということを説明して、人の問題がために保留ということもできない状況でしたので、今議員がおっしゃった点については、それは基本中の基本だと認識しながらも、6カ月管理で執行をできるのであればというような思いを寄せて話したつもりでしたけれども、そういったところを基本にしながら反省するところは反省をし、またそういった思いであることは理解いただいております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 では、1つ聞きますが、なぜ専決しなかったのですか。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 今言ったように、目的達成のため6カ月財政管理の中で執行できる範疇にあ

るだろうという考え、ただし議会に対してしっかり説明した上で我々として執行すべきだということでしたので、そこについて今言うようにそういう選択肢もあるということは理解いただきながら、またはそういう趣旨について検討してまいりたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 いや、それだったらこの予算、一旦削除しませんか。そして、議会に説明して、了解を得てからでも十分間に合うでしょう、今の答弁ですと。急ぎたい理由があったのでしようから、そんなこと言って予算計上する前に、5月24か5かよくわかりませんが、採用して、既にもう働いてもらっているわけでしょう。今村長おっしゃったのは、議会の理解を得てどうのこうのと、それだったらむしろ議会の議決を経てから採用、これが筋だと思うのですが、いかがですか。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 先ほど来お話しただいて、我々財政、自治法上の解釈やらそういう話、今しましたけれども、改めてそういった経緯を隠すことなくお話をし、理解いただいて、我々は議会軽視しているつもりはありませんので、議会の皆様にもそういった専決処分等もあるのだけれども、改めてお願いをしたいということで今臨んでいるわけですので、その範疇の説明及びその趣旨、それから目的というようなものを鑑みながら、議員の皆様にご理解いただきたいということでお願いしたいと思います。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 この予算といいますか、事業は村単独ではなく、国の補助が入る事業かと思いますが、どうですか。

○議長【工藤 求君】 大森総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 国の特別交付税というものが400万円、1人当たり入ることになっています。報酬的な部分と活動費的な部分と200万円ずつなのですけれども、それが特別交付税というもので入ってきます。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 では、その特別交付税はいつ交付されるのですか。

○議長【工藤 求君】 大森総務課主幹。

○総務課主幹【大森 泉君】 基礎数値の報告というのがこれから先にございまして、これぐらいうちの市町村では財政需要がありますということを上げてやりますと、国のほうで算定してお金が入ってくるという段取りになっています。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 済みません、聞き漏らしたと思いますが、18ページの160万円についてはどういうことでしょうか。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 18ページ、観光費における地域おこし協力隊報酬の追加160万円ですが、こちらにつきましては今後応募をかけていくものでございます。内容といたしましては、ホテル羅賀荘におきましてインバウンド対応、今観光方面では外国人観光客等の受け入れを強化していかなければならない部分がございます、今後協力隊を募集するものでございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 今のが一番わかりやすいのですよね。これから採用すると。何かちぐはぐに感じませんか。羅賀荘のほうはちゃんと予算を取ってそれから採用する、公社のほうは先に採用して予算を出す、この違いについて説明を求めたいのですが。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 今言ったように、公社の改革についてはご案内のとおりということで、募集した結果、複数の人が来たと、我々の方向性を示す人材として2名ないし3名、4名を使いたいのだけれども、1名では足りないというような中で、その人をどうしても内定して強化したいということで、るる説明した内容でございますけれども、この点については今議員からおっしゃられた点も踏まえて、反省するところは反省をしながらも、ぜひ村として最大値の効果を出したいという思いで管理させた点、そこについていろんな考え方が、または行政手続上、自治法上の範疇ではあるけれども、決して議会を軽視したつもりではありませんけれども、そういったことでどうしても強化したいという思いでお願いしているということは、繰り返し話しますけれども、その上で、いろんな方と議論した上でこれまで4月以降、インバウンドの問題は国、県等の指導、お話、協議の中でもどうしても必要だということになってのお願いでしたので、そういう段階を踏みながら進んでいくためには、追加提議にもお願いした点、それから今言うように既存の枠の中でどうしても強化する必要があるということだったので、その経過を踏まえてお願いしたいということですので、あわせてこれらを含めた地域おこし協力隊というのはこれからも強力に進めていくと。または、議会の意見をいただきながら充実した対応、これについてはまた理解を得られるように、今後ともしっかり反省するところは反省して取り組んでまいりたいと思いますので、いずれ村が力を地方創生を進めるためには必要だということは、皆さん当然同じ方向性を向いておると思いますので、その目的のためにしっかりやっていきたいと、または諸制度を活用していきたいと、その一つとして地域おこしをこういうふうにする人をつやしていくということは、今後も今お話いただいた点を留意しながら対応してまいりたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 いや、村長、こっちでしゃべる前に、地域おこし協力隊、いろいろ採用したり村を振興するということは大いにやっていただいて結構です。ただ、手続としてやはりこういう手続の仕方はまずいでしょうということを指摘申し上げているだけです、何もこうやって公社を充実したりとか、そういうのに我々反対するつもりもなく、むしろ逆にもっとやっってくださいと言いたい。新しい理事長も誕生したわけですので、積極的にそういうのは進めていただきたいと私は考えておりますので。

それで、ちょっと細かいことで恐縮なのですが、何人応募があって2人採用したのか、その点ちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 お答えいたします。

公社への応募につきましては2名の応募で、採用……

(何事か声あり)

○政策推進課長【佐藤智佳君】 全部観光面を入れますと5名でございます。観光面入れまして5名の応募になります。ついては、観光の担当で1名の採用、公社のほうで2名の採用という結果になってございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 私の勘違いかな。例えば公社にしても2名向けるための、2人地域おこし協力隊を採用したいがために六、七人の応募があったわけではなくて、公社のほうについては2人ですか。つまり2人応募があって2人採用したということでもいいですか。

○議長【工藤 求君】 政策推進課長。

○政策推進課長【佐藤智佳君】 今回の応募におきまして、公社の分については2名の応募で2名の採用になっています。

(関連の声あり)

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 若干これは黙っておくわけにはいきません。本会議ですから、先ほど皆さんお聞き及びのとおり、課長の答弁は正解だと思うのですが、村長が六、七人応募があってというのは削除すべきだと思いますが、どうですか。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 数を私が勘違いした点ありましたが、今報告があったように、全体として地域おこしは5名ということで訂正させていただきます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 とにかく確認します。今度公社に派遣という表現がいいのかどうかわからな

いのですが、派遣する2人については、2人の応募で2人採用ということでいいのですね。

(はいの声あり)

○7番【鈴木隆昭君】 わかりました。それ確認したかっただけです。

○議長【工藤 求君】 6番、中村勝明君。

○6番【中村勝明君】 いろいろ論が深まりましたので、この際あえてお聞かせをいただきたいわけですが、沼袋の釣り大会、そして乳製品フェアの問題がありまして、自治振興会の役員会を持ちました。公社の次長の配慮によって、2人採用になった男女の方々が紹介されました。なかなか感じのいいお二人だったわけですが、少なくとも大事な大事な公社の特産品開発部門を担当していただきたいという紹介でした、次長から。ああ、いい人が来たなと思っておりますので、このお二人の年齢なり出身地、経歴、これは後で結構ですから議会事務局に届けていただいて、ファクスでもいいのですが、全議員に渡していただきたいのですが、どうでしょうか。非常にいい方々だと私は感じておまして、乳製品フェアのときも話をして、頑張っていたきたいなと思いましたが、お願いしたいのですが、どうですか。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 お答えします。

これは個人情報保護法にも抵触する可能性もあるので、今のところできないというふうに回答しておきます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 確かに個人情報保護、それは当然ですが、せめて出身地ぐらいまではできませんか。年齢は……女性もいるとすれば、ちょっと年齢はちょっと失礼かなと思いますが。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 お答えします。

人の採用につきましては、一方では厚生労働省の公正採用というのがあるのです。そういうことも加味しながらお答えをさせていただきましたので、できないと。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 今いみじくも公正採用という表現なさいましたですね。それはどういう意味ですか。

○議長【工藤 求君】 副村長。

○副村長【熊谷牧夫君】 お答えします。

例えば本籍を聞いてはいけないとか、それから家族の状況を聞いてはいけないとかそういったことが、そういう意味の公正なのです。平等ではない、公正なのです。公の正しいです。ご理解ください。

○議長【工藤 求君】 1番、大森一君。

○1番【大森 一君】 さっきの消防の問題、今の協力隊の問題を含めまして、やはり執行権のある人たちは目的のためには手段を選ぶというような認識を強く持ってもらいたい。目的のためには手段を選ばないで、後で議会に報告して、それでオーケーをもらうというようなのが続いていく状態になったら、これはまずい。予算があって、予算に基づいて行政は執行されるものです。だから、そういうことが基本であって、ちょっと金が余ったから採用しておくかというようなのでは、やはり公正な執行にはならないと。

それから、そういうのは起案文書なんかでも上がっていくでしょう、決裁して。そういうときには、ちゃんと書いて、字に誤字がないからいいやというような姿勢では私はまずいと思いますよ。やはり管理職になったら赤ペンでチェック、赤ペンを入れるぐらいのものがあって、今の田野畑の情勢がどうであるかと、そういうようなものまで熟慮して、そして文書を決裁して起案者に返す、返したときには赤ペンが多かったというような姿勢を忘れないようにしていただきたい。これは要望にとどめておきますが、今後そういうような方針でやってもらいたいなど。時々文書を見て、これは公用文で、文案の起案のやり方なんていうような本を昔読んだことが私もありますが、それから見てもちょっとなと首をかしげるような文章もありますので、ぜひその管理はきちんとやっていただきたい。これも要望です。

○議長【工藤 求君】 3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 済みません、14ページ、これは米寿者のお祝いのことについて予算を今度計上していただきまして、同僚議員がずっと望んでいたことでも、合わせ技一本みたいに参加してもらったのですけれども、それとあわせて私としては広報の担当者に写真撮影をお願いしたいということで、可能だと言われたのですけれども、ただやっぱり行って写真というのには、保健師とか常に入っている支援員さんとかがいて、和やかに話をしながら、何食べていたのとか、何で元気だったのと言いながら写真を撮ったほうが自分も気が楽だということがあったので、これはお願いしていたのですけれども、担当課で、保健福祉課とか生活環境課とか、あとは政策推進課になるのですけれども、例えばケア会議とかにかけて、その日程とかを調整して、写真撮りに行くのを一緒に組むとか、そういうふうなことをぜひやってもらいたいとは思っていますけれども、要望なのですけれども、課長のほうからこういう行事が入っていて、どうしてもそこはというのは別なのですけれども、私にだしたそういうお願いが実現できるものかどうか、可能かものかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 一般質問でもお答えしたように、今お話ししたように、そういう心を伝える方法は今言った意見を参考にして、できる範疇で検討してみたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 ちょっときょう聞きたいのですが、7月3日から地区懇談会、11日までおや

りになるということですが、そのとおりですね。ちょっと先に確認したいのですが。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 通知したとおり行政情報を伝えるということを主にしたものですので、この間、できれば早いほうがよかったと思うのですけれども、皆さんのほうに伝えることを主としたものとして、行政情報をお伝えするというこゝでまいりたいなと思って、これは6学区のみとなります。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 村民からの要望はお受けしないということで考えていいのですか。行政情報をお知らせするというこゝの表現です。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 関係課と確認しましたが、いずれ今までの内容によると、要望等あったとしても、これは秋以降の新年度等、その先に参考として、それをやりますやしませんという話ではなく、基本的には我々は要望を受けるといふような流れで懇談会をしているつもりはないということではまいりたいと思っております。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 えっ、本当ですか。例えば地区懇談会開いて、要望は聞きませんか。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 要望は聞いても、それについては秋以降の予算編成の中で、後で回答するというスケジュールということで、それを受理して答えをすぐ出しますという流れではないということの2つの基本の上でやりたいなと思っておりました。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 別にスケジュール聞いているわけではないのです。やっぱり村民要望は当然出るはずですから、それを聞かないというふう聞こえたものですから、それでは開く意味はないだろうというように感じたものですから聞いたわけですが。

もう一つ、村長は常々村民のところを回っていらっしゃいますよね。また村民懇談会を開くという、何か私には解せない感じ、では何のために回っていらっしゃるのか。前にも政治信条として回るということのお話だったように聞いていますが、そういうふうなのを忘れてしまったものですから、また政治信条の披瀝をお願いいたしたいと思えます。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 今言ったとおりでございます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 済みません、頭悪いもので。忘れたものですから今お聞きしますということをお申しあげましたので、お願いいたします。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 ぜひ思い出してください。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 なぜ今ここでそのお答えをいただけないのでしょうか。1から10まで私のことを覚えていないような……例えば村長がいろいろここで議論したこと、あるいは村民と話ししたこと、全部覚えていらっしゃるんですか。私は無理だと思うのです。この前議論をしたのをいつだったかちょっと忘れたのですが、そのときに政治信条という、そういうことでおっしゃったのは記憶していますので、その中身がちょっと記憶にないもので、もう一度お願いをしたいとお願いしているのですが、いかがですか。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 今記憶というのは、記録にすれば記憶になるわけですので、そういったことだと思います。今非常に信条として、就任以来いろんな形で村民の人たちの意見を聞く姿勢は私の信条だということですので、それをずっとやらせていただいていると。一方で、懇談会については広くということをお聞きするのですけれども、そういう場において意見を言えない人を、よくサイレントマジョリティーをなくするというこの意味で、広く一人一人の意見も参考にしながらという姿勢ですよということは概要としてお話ししたわけです。そのことをご理解いただきたいというのが多分3月議会だったと記憶しておりますので、その点改めてご理解をいただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 要望に応じていただきまして、ありがとうございます。

それでは、村民についてはそれを可といたします。職員のところも回っているというのは、これどういう意味なのか。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 職員としても、家に帰れば村民なわけで、それは広く皆さんのところということで、お話を聞くということなわけですので、いずれ皆そういう姿勢で臨んでいるだけの話です。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 どうも理解できないのですね。職員とは常に役場内でいろいろ協議したり等々しているわけでしょう。村民の要望だって、職員が持ってきているはずです。ある一部の村民から、役場に言ったけれども、上には届いていないみたいだという発言もあるにあったのですが、それは置いておいて、やはり村民の意見を聞くというのは、それはそれで……私とすれば納得はしません。それは村長の職務ではないと私は思っておりますので、村民の意見を聞くなというわけではありませんが、村長がみずからカードを配って歩いて村民の意見を聞くというのは、私は

村長の姿勢とすれば間違えた姿勢だというふうに感じておりますが、ただ村長の政治信条ということで、それで回るのだというのであれば、それは何とも私のほうとすれば言うつもりはありませんが、ただ私はそれは村長の職務ではないと考えておりますことだけ申し添えます。

それで、カードは担当課がつくっているのですか。どなたがおつくりですか。前にも聞いたかな。前聞いていたら済みません。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 いずれ議会でこういうふうな、我々は村民のためにやっているわけですから、議会の中でやれることは、村として皆さんが考えてやっていくということが、村民にとってそれが幸福度の高い村ということになれば、そこは今そういう議論ではなくて、村民目線でどういふふうな我々がつながっていくかということが一番重要な点で、それをやったからという議論ではないと私は思います。

また、今言うように仕事のありようについて村民がより私どもを、村民主役の中で皆さんが出てきていただくということを、みずからがすぐことは私にはできませんので、全くそこらについては世界観が違いますので、そこはご理解というよりも私の姿勢でありますので、それをいい悪いというものでもない。また、私がそれを相手に言うものではないと、そういうようにみんなに寄与して、それぞれつながっていくということも私は地域としての力、コミュニティーの力になると思いますので、そういったことです。

また、事務处理的なものについてあつたこうだと議論する場でもないと思いますので、その点についてはその範疇の中で執行させていただいているということで、回答はその程度で差し控えさせていただきます。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 あれというのは役場の経費でつくっているのでしょうか。違うのですか。担当課も生活環境課という、この前答弁がありました。まさか村長個人のお金でつくっているわけではないですよね。やっぱり村の行政経費として多分計上されているのでしょうかから、それを今確認したいということを言っているわけですし、信条がどうのこうのについては、もう村長の信条はわかりましたと、ただ私は違うと思いますと、それはそれでいいです。問題は、カードそのものがどこでどなたがおつくりになっているのかということをお聞きしたつもりですので、行政経費でないとしたら答弁はいただかなくて結構です。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 よくわからないですね。行政訪問ですから、行政の業務の一環としてやっているわけですから、何も議論することはないのではないですかということ。

それから、今その手段とか事務的処理についてはここでとやかく言う議論ではないと思いますので、そういった中で行政訪問として執行させていただいていると。当初は老人対策として必要

があるけれども、それをどうしたいかということが生活環境の最初の走りだったのだけれども、これ全般として私の信条にするためには、行政訪問として歩くよということはもう4年前からやっていることですので、そのことはご理解いただきたいと。また、これは行政活動ですから。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 わかりました。では、行政活動であればあるほど、どこかの当初予算にありますっけか。やはり行政でやるのであれば、ちゃんとそれなりの予算措置して多分あるのだろうと思うのです。財政担当、いかがですか。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 そういう庁費の問題というのは、それぞれの課でとるのではなくて、総務が一括して想定されるもの、想定されないのも含めて予算執行の中で消耗品として管理していくわけですから、その中の範疇としてあるということしか答えられませんので、そのことはご理解いただいて、しからは今議員の話するように、創生された何万何千の業務がある中で、予算の中に何のためって消耗品に書く、そういうふうな労務を職員に課すのではなくて、ある程度の枠の中で執行させるというのは、これはもう常道の今の世界の中で、今の議論の話をしたら、議員の話をすれば、この議論をやるから議会で、何のための事業をやるから消耗品をこうなのだというような管理をするようなことを求めるということになってしまいますので、そこらは総枠としてということをやっているわけですから、今のような議論であれば職員たちも啞然としますよ。そういうようなことではなく、もっと村を全体として進めるための事務執行のあり方としてということは今までもご理解いただきたらうし、今あえてそういうような議論をするということは何らプラス思考にはなりませんので、そういったことで我々はその中で努力していくということはしっかりお互いに考えていくということでご理解いただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 7番、鈴木隆昭君。

○7番【鈴木隆昭君】 いや、ですから経費の中に含まれていますというのであれば、それはそれで結構なのです。ですから、一々何の印刷がどうのこうのということを私聞くつもりはありません。その予算の中で計上、含まれているわけですねというのを聞いているのです。

○議長【工藤 求君】 暫時休憩します。

休憩（午後 3時05分）

再開（午後 3時20分）

○議長【工藤 求君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

時間を延長します。

9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 簡易水道についてお尋ねをします。机地区の導水管布設工事……

○議長【工藤 求君】 9番、特別会計。

○9番【佐々木芳利君】 ああ、ごめんなさい。

○議長【工藤 求君】 2番、畠山拓雄君。

○2番【畠山拓雄君】 育児サークルの概要書をもらいましたが、在宅で3歳未満の育児をしている保護者とありますけれども、この保護者というところをおじいちゃん、おばあちゃんまで範囲を広げられないものでしょうか。実は結構大変な思いをしているおばあちゃんの人たちがいるので、やっぱりそっちまでも手を広げてやったほうがいいのではないかなというのがあります。

○議長【工藤 求君】 村長。

○村長【石原 弘君】 先ほども議論ありましたように、我々が想定したということで概要書を出しましたけれども、今議会において議員の各位からいただいた点について、それをそしゃくした上で、いいものはいいということで、正式な要綱、要領を策定してまいりたいと思います。

その上で、先ほども議論があったように、頭出したこの予算額について、今の意見をいただいた場合、全体として予算のボリューム等が変化した場合は、また議会とも相談することを前提として、今のような意見を聞いて、充足できるように努力ということもご理解の上で、参考意見として聞かせていただきたいと思います。

○議長【工藤 求君】 よろしいですか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第5号 平成29年度田野畑村一般会計補正予算（第2号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第16、議案第6号 平成29年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を許します。

3番、上山明美さん。

○3番【上山明美君】 18ページになりますけれども、委託料とか備品購入費ということで、医科の医療用機器接続の委託料というのがあったのですけれども、前のときに、今度新しく診療所の所長が着任することによって、委託していたものをすぐ検査をできるものと、自動という……器械を入れることになったのですけれども、その器械を活用するためにこれは接続するというふうなことで理解してよろしいのでしょうか。

○7番【鈴木隆昭君】 保健福祉課長。

○保健福祉課長【工藤光幸君】 ただいまのご質問でございますが、昨年度医療用器械ということで、血液検査の機器について導入をさせていただきました。それにつきまして、現在先生が必要なものについては、項目がレシートのような形でデータが出てくるものということでございまして、それをデータ化して先生のほうのパソコンに飛ばすということで、その中継として今回パソコンが1台必要ということでお願いしたものでございます。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第6号 平成29年度田野畑村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第17、議案第7号 平成29年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を許します。

9番、佐々木芳利君。

○9番【佐々木芳利君】 机地区の導水管布設工事670万円と、これは場所的には新設ですか、更新ですか、それとも道路改良に伴う移設か何かですか。

○議長【工藤 求君】 建設第一課長。

○建設第一課長【佐々木卓男君】 お答えいたします。

今現在、オーライド沢の一番下のところに水源があって、そこから浄水場というものを、今道

路改良されたあの集落、机のオーライド沢の集落があるのですけれども、その道路沿い、今回道路改良されたその上のほうというか、その近辺に浄水場のほうを移設したい考えを持ってございます。これは管理のためなのですけれども。そして、そこに伴う導水管をそこまで、下のほうから、水源のほうから引っ張っていくという、そういうものでございます。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第7号 平成29年度田野畑村簡易水道特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第18、議案第8号 平成29年度田野畑村集落排水特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第8号 平成29年度田野畑村集落排水特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長【工藤 求君】 日程第19、議案第9号 平成29年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 討論なしと認めます。

これより採決を行います。この表決は起立によって行います。

議案第9号 平成29年度田野畑村介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長【工藤 求君】 起立全員と認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩（午後 3時29分）

再開（午後 3時31分）

○議長【工藤 求君】 再開いたします。

◎日程の追加について

○議長【工藤 求君】 日程の追加についてお諮りいたします。

議員派遣についてを議題といたしたく、これを日程に追加し、議題に供したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長【工藤 求君】 異議なしと認めます。

よって、議員派遣についてを追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長【工藤 求君】 追加日程第1、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付の議員派遣一覧表のとおり、次期定例会までに予定されております各種会議、研修会等に本議会の議員を派遣することとし、また議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合、その都度議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませ

んか。

(異議なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 異議なしと認めます。

したがって、各種会議、研修会等への議員の派遣についてはそのように決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長【工藤 求君】 以上で本定例会に付された事件は全て議了いたしました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長【工藤 求君】 異議なしと認めます。

以上で全日程を議了したので、会議を閉じます。

平成29年第4回田野畑村議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時32分)